

交 規 第 6 3 3 号  
平 成 3 1 年 3 月 2 5 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県道路交通規則の一部を改正する規則の制定について

この度、青森県道路交通規則の一部を改正する規則（平成31年3月青森県公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）が制定された。

制定の理由及び内容は下記のとおりであるので、所属職員に周知し、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の理由

車高4.1メートルの自動車が通行可能な道路の追加指定に当たり、所要の改正を行うため制定されたもの。

2 制定の内容

公安委員会が道路及び交通の状況により支障がないものとして、高さ4.1メートルの自動車が通行可能な道路（別表第2（規則第11条関係））に、一般国道45号上北天間林道路の新規共用区間、一般国道101号津軽自動車道（鱒ヶ沢道路）の新規供用区間及び一般国道279号下北半島縦貫道路（吹越バイパス）の共用区間を追加したもの。

3 施行年月日

平成31年4月1日

【本件担当】

交通規制課規制第二係